

随意契約理由書

1 案件名称

中浜下水処理場テレメータ変換装置修繕

2 契約の相手方

(株) 沖電気カスタマアドテック

3 随意契約理由

今回修繕する中浜下水処理場テレメータ変換装置は、放出下水処理場、片江抽水所、深江抽水所、平野市町抽水所及び平野下水処理場の排水ポンプの運転状況を監視し、大阪府に河川への排水量をデータ提供する設備であり、機器の安定した信頼性を維持するために経年劣化した構成部品の取替を行うものである。

本装置は(株)沖電気製が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく、同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号: 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

鶴見緑地 国際陳列館空調熱源設備用ポンプ修繕

2 契約相手方

パナソニック環境エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、陳列館ホール（有料貸しホール）の空調設備の構成機器であるポンプが経年劣化による軸の摩耗及び軸受部の異音が判明し、現状のままでは、正常な運転保障がされない状況となったため修繕を行うものである。

上記ポンプが停止した場合、空調設備が稼働せず室温調整や空気循環等が十分に行われず、来館者サービスの低下を来たすことから修繕の必要がある。

現在、上記業者は『花博記念公園内有料施設等電気機械設備管理業務委託』を受託者より再委託されており、本設備の日常点検を実施しており、設備の保守にも通じているため修繕に必要な資材・人員を迅速に調達することが可能であることに加え、あらためて受注者を選定することに比べて工期の短縮を図ることが出来るため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

建設局 花博記念公園事務所

(電話番号06-6912-0650)

随意契約理由書

1 案件名称

道路情報提供装置修繕

2 契約の相手方

星和電機株式会社 関西支社

3 随意契約理由

今回修繕する道路情報提供装置は、事故発生や通行止め及び道路面の凍結時等に通行者に対して情報を与え、不測の事故の予防や拡大防止を目的として設置しているものであるが、今般、経年劣化による構成部品の不具合により、正常な表示が出来なくなったため、修繕を行うものである。

本設備は星和電機株式会社が設計製作したものであり、修繕にあたっては、既設装置の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、製作会社である上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

管理部工務課道路公園設備担当（電話番号 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 修繕名称

花博記念公園陳列館ホール昇降機設備修繕（緊急）

2 契約相手方

日本オーチス・エレベーター株式会社 西日本支社

3 随意契約理由

本件は、花博記念公園陳列館ホール（有料貸しホール）に設置している昇降機設備であるエレベーターが経年劣化により稼働部の摩耗やセンサー等保護装置が正常に作動しないため修繕を行うものである。

本設備は人員を輸送する設備であり、正常に作動しないと施設利用者の安全を確保できないことに加え、本施設は有料にて貸出を行っており、現状のままでは、施設利用者のサービス低下が懸念されることから早急に修繕する必要がある。

上記業者は本設備の製作会社であり、取替部品は他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び5号

5 担当部署

建設局 花博記念公園事務所

（電話番号06-6912-0650）

随意契約理由書

1 修繕名称

大阪城公園桜門脇塀壁外 1 件修繕

2 契約の相手方

(株)鳥羽瀬社寺建築

3 随意契約理由書

今般、大阪城公園「桜門」の附帯施設であるしっくい壁と「西の丸庭園（有料庭園）」を囲う屋根瓦の一部が経年劣化により剥離落下していることが判明し修繕の必要が生じたものである。

現在、大阪城公園では「大坂の陣 400 年天下一祭」としてイベントを園内各所で開催していることから観光客が非常に多く来園し、仮囲いにより立入りを制限していることで、来園者サービスの低下に加え、雨水の浸水による更なる崩落が懸念されるため、早急に修繕を行う必要がある。

今回の修繕箇所は重要文化財と異なるものの、構造と仕様が酷似しているため、文化財建造物の修復実績がある業者での修繕が必要である。

上記業者は現在、重要文化財である大手門を含む改修工事を受注し、現場状況を把握しており、施工に必要な資材・人員を迅速に調達することができるため、あらためて受注者を選定することに比べて工期の短縮を図ることが出来るため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

* 関連する工事

工事名称：大阪城公園大手門外 2 件改修工事

契約期間：平成 26 年 9 月 4 日から平成 27 年 3 月 31 日

契約金額：77,144,400 円（税込）

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 6 号

5 担当部署

建設局 東部方面公園事務所 電話番号（06-6941-1144）

随意契約理由書

1 修繕名称

A T C庁舎事務室空調設備修繕（緊急）

2 契約相手方

ダイキン工業株式会社

3 随意契約理由

今般、A T C庁舎6階機器集中管理室に設置している空調設備の冷房機能が正常に作動しないことが判明したものである。

当該管理室には、道路橋梁総合管理システム、下水道総合情報システム、工事積算システムのサーバー機器等を設置しており、機器が発熱する性質上、機器の安定稼動に必要な環境を確保するために常時空調により温度管理しているが、現状では、室温上昇による誤作動や故障の懸念があることから早急に修繕する必要がある。

本設備は、ダイキン工業㈱が設計製作したもので、取替部品も他社では製造しておらず、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、かつ、部品の調達及び修繕を迅速に行える上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

建設局総務部総務課（TEL 06-6615-6417）